

令和元年12月20日

新潟交通圏特定地域協議会

会 長 藤 堂 史 明

### 新潟交通圏特定地域協議会開催の公表について

標記について、下記のとおり令和元年度第2回新潟交通圏特定地域協議会を開催しますので、新潟交通圏特定地域協議会設置要綱（以下「設置要綱」と言います。）第5条第12項の規定（会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。）に基づき、開催決定を公表します。

なお、本協議会に構成員として参加を希望される方は設置要項第4条第3項及び4項（注参照）に基づき、令和2年1月22日（水）までに事務局あて別紙申込書にてお申し出ください。

### 記

開催日時：令和2年2月21日（金）午後2時 ～ 午後4時  
（受付 午後1時30分 ～ ）

開催場所：新潟県自治会館 3階 301会議室  
（〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1）

構 成 員：（協議会委員）：学識経験者、新潟県、新潟市、消費者代表、労働局、新潟県警、労働組合、新潟交通圏の法人タクシー事業者、個人タクシー代表者

《議 題（予定）》

1. 新潟交通圏の現状について
2. 新潟交通圏における活性化の達成状況について
3. 新潟交通圏特定地域計画の一部変更について
4. その他

※ 議題は現時点での予定のため開催時には変更になる場合があります。

### 【お問い合わせ先】

新潟交通圏特定地域協議会事務局

（一社）新潟県ハイヤー・タクシー協会

TEL 025-241-8677 FAX 025-247-0655 担当：鈴木

新潟市ハイヤータクシー協会

TEL 025-285-3613 FAX 025-283-5746 担当：佐々木

（注）新潟交通圏特定地域協議会設置要綱第4条第3項及び4項では、協議会には「別表1の（1）～（4）（関係地方公共団体の長、タクシー事業者等、労働組合等、地域住民等）に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表1の（5）（関係行政機関等）に掲げる者が任意に脱退できるものとする。」と規定され、「協議会の開催決定があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当協議会に構成員として参画できる」とされています。

FAX 送信票 (別紙)

送信日：令和 年 月 日

新潟交通圏特定地域協議会構成員加入申込書

新潟交通圏特定地域協議会事務局行

私は、新潟交通圏特定地域協議会に、新たに、構成員として加入し参画しますので次のとおり申し込みます。

1. 新たに構成員として参画する者の氏名等

機関・団体名等：

住 所：

氏 名：

申し出者の属性の区分（該当する□に☑を付けてください。）

- 関係地方公共団体の長  タクシー事業者等  
 労働組合等  地域住民等

2. 連絡先

所属・職名：

氏 名：

連絡先：

【送信先】

新潟交通圏特定地域協議会事務局  
（一社）新潟県ハイヤー・タクシー協会  
TEL 025-241-8677 FAX 025-247-0655  
担当：鈴木  
新潟市ハイヤータクシー協会  
TEL 025-285-3613 FAX 025-283-5746  
担当：佐々木

(注意) 新たに構成員として加入し地域協議会へ参画を希望する方は、令和2年1月22日(水)までに FAX 又は郵送にて申し出ることが必要です。